

兵庫県公報

平成20年10月21日 火曜日 第 2024 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の住所変更の届出（農地整備課）	1
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
同上（同）	5
道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
中播都市計画道路事業の認可（街路課）	7
景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	7
道路の位置指定（建築指導課）	8
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
大規模小売店舗に対する県の意見の概要（同）	8
大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	9
病院局公告	
入札公告（県立柏原病院）	9
病院局辞令	
松田 康平ほか	12
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	12
平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
公安委員会告示	
機械警備業務管理者講習の実施	15

告 示

兵庫県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井戸敏三

五斗長土地改良区

役員の区分	氏名	旧住所	新住所
理事	高田一民	淡路市北山968番地1	淡路市郡家400番地5

兵庫県告示第1054号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
尼崎市東浜町 1 番地
取締役社長 橘 昌 彰
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
尼崎市東浜町 1 番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	62号水 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		62号水 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		62号水 廃ガス洗浄施設 (No. 3)		62号水 廃ガス洗浄施設 (No. 4)		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
能 力	50m ³ /分		300m ³ /分		同 左		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日		同 左		同 左		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		同 左		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9	10	9	10	9	10	9	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4	10	8	8	8	8	6	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4	10	8	8	8	8	6	10
	浮遊物質 (単位 mg/L)	90	100	110	150	110	150	90	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1	2	4	4	4	4	1	2
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	220	240	60	72	74	144	100	120	

62号ホ 磨ガス洗淨施設 (No. 5)	62号ホ 磨ガス洗淨施設 (No. 6)	62号へ 湿式集じん施設 (No. 1、No. 2)	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設	通常		最大	
				通常	最大	通常	最大
25m ³ /分	同左	32m ³ /分/基	15m ³ /分				
同左	同左	同左	同左				
着手後7日	同左	着手後30日	着手後7日				
同左	同左	同左	同左				
8時~17時 7時間	同左	24時間連続	8時~17時 7時間				
同左	同左	同左	同左				
通常	通常	通常	通常	通常	最大	通常	最大
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	2.7	2.7	1	1
1	1	2	1	2.7	2.7	1	2
5	40	60	25	100	150	25	30
1	1	1	1	5.1	5.1	1	1
0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1
1	1	1	1	100/基	110/基	1	1

備考 汚水等は再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月21日から同年11月11日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び尼崎市環境市民局環境部公害対策課

兵庫県告示第1055号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
旭硝子株式会社高砂工場
高砂市梅井5丁目6番1号
工場長 原 納 猛
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
旭硝子株式会社高砂工場
高砂市梅井5丁目6番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1 ~ No. 4)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 5、No. 6)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 7)		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
能 力	4,400 L / 分 / 基	13以上	4,400 L / 分 / 基	13以上	40m ³ / 分	13以上	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		同 左		既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時~23時 15時間		同 左		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	13	13以上	13	13以上	13	13以上
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3未満	3	3未満	3	3未満	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7.7	10	7.7	10	7.7	10
	浮遊物質 (単位 mg/L)	8	15	8	15	8	15
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1	1未満	1	1未満	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	1.66 / 4基	1.66 / 4基	0.325 / 2基	0.325 / 2基	0	0.46	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月21日から同年11月11日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月21日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年10月21日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上内膳塩尾線	淡路市塩尾字出口541番4から 同 市塩尾字網代606番1まで	旧	3.0から 6.0まで	80.0	
	淡路市塩尾字出口542番1から 同 市塩尾字戎ノ下571番1まで	新	4.0から 14.0まで	70.0	
県道 福良江井岩屋線	淡路市富島字大年東濱484番6から 同 市富島字香川西850番1まで	旧	8.0から 22.0まで	218.0	
		新	15.0から 19.0まで	214.0	

兵庫県告示第1057号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業 3.4.517号 高尾線
- 3 事業施行期間
平成20年10月21日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
姫路市西駅前町、久保町及び高尾町地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1058号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。
平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社京都プラザホテルズ
代表者の氏名 清 水 幸 雄
住所 京都市南区西九条蔵王町28番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称)姫路市飾磨区ホテル
所在地 姫路市飾磨区中島763 - 1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局県土整備部建築課
縦覧期間 平成20年10月21日から同年11月4日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成20年10月21日から同年11月4日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第1059号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年10月21日から北播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。
平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20北播位置 0003号	20.10.7	加西市北条町栗田字前田177番1の一部、177番2の一部、177番3の一部、177番4の一部	5.00	26.05

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称(第2工区)
加西市北条町北条字菊ヶ谷215番1の一部、215番6の一部、217番1の一部、218番1の一部、218番4の一部、221番の一部、222番、223番の一部、225番の一部、227番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年9月30日
兵庫県指令北播(建)第1-11-4号(19加西)

大規模小売店舗に対する県の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出をした者に対し、同法第8条第4項の規定により、次のとおり意見を述べた。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)イオン明石ショッピングセンター、ミドリ電化二見店、兵庫二見ビル

所在地 明石市二見町西二見字東山之上89 - 3 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社石見杉	浅井五郎	東京都中央区京橋三丁目6番8号
津田物産株式会社	奥吉治	大阪市鶴見区今津南一丁目9番19号

3 意見を述べた年月日

平成20年9月24日

4 意見の概要

変更対象店舗の西側の来客自動車走行路における自動車走行音について、騒音の発生を少なくするよう、適切な措置を講じること。

5 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年10月21日から1月間

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)マックスバリュ野口店

所在地 加古川市野口町坂元字谷田118 - 3 ほか

2 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
坂元町内会副会長 坂元南北道路対策委員会委員長 船本博一	施設駐車場出入口から国道2号へ至る道路西側に設置する予定の歩道の一部は、幅員が狭く、学童等の歩行者等の安全を確保するため、土地所有者が使用を承認している当該道路東側に歩道を設置すること。 また、出入口を出口専用とする運用の実効性を確保する観点から、当該出入口からの入場を不能とする措置として、ゲート(遮断機)を設置すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年10月21日から1月間

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年10月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立柏原病院長 酒井 國安

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
ガンマカメラ 一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成20年12月26日（金）
- (4) 履行場所
県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208 - 1
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるかと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒669-3395 丹波市柏原町柏原5208 - 1
県立柏原病院総務部経理課
電話（0795）72 - 0524
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年10月21日（火）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成20年11月4日（火） 午後2時 県立柏原病院 2階 講義室
- (4) 入札書の受領期限
上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年10月31日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札参加のため必要な入札保証金は、契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5

以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成20年10月31日（金）午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者に必要となる契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成20年10月27日（月）午後4時までに上記3（1）に提出すること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年11月11日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Sakai, Director of Hyogo Prefectural Kaibara Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gammacamera 1set

(3) Delivery period:December 26, 2008

- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Kaibara Hospital
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 October 27, 2008
- (6) Deadline for tender:
17:00 October 31, 2008 by mail
14:00 November 4, 2008 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Administration Division, Hyogo Prefectural Kaibara Hospital,
5208-1, Kaibara, Kaibara-cho, Tanba-city, Hyogo Prefecture 669-3395
TEL (0795) 72-0524

病 院 局 辞 令

平成20年 9 月30日付

(県立尼崎病院診療部内科部長)
松 田 康 平

願により兵庫県職員を免ずる
平成20年10月 1 日付

(県立尼崎病院看護部次長兼地域医療連携部課長 (地域医療連携担当))
嶋 田 伊 津 子

県立尼崎病院地域医療連携部課長 (地域医療連携担当) 兼務を免ずる

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令 (昭和25年政令第30号) 第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令 (昭和26年政令第78号) 第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号 (最高裁判所裁判官国民審査法施行令 (昭和23年政令第122号) 第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。) の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号 (不在者投票のできる施設の指定) の一部を次のように改正する。

平成20年10月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

を 「 」	介護老人保健施設 アネシス兵庫	同 市兵庫区吉田町 1 丁目 8 - 21
	介護老人保健施設 アネシス兵庫	同 市兵庫区吉田町 1 丁目 8 - 21
	医療法人社団 大有会 介護老人保健施設 ドリームヒルズ滝山	同 市兵庫区滝山町 7 - 2
に、 「 」	脳神経外科 恒生病院	同 市北区有野町二郎字西浦383

を
「

医療法人社団 六心会 恒生病院	同 市北区道場町日下部1788
-----------------	-----------------

に改め、同表姫路市の項中

「

医療法人 仁寿会 石川病院	同 市別所町別所784
---------------	-------------

を
「

医療法人 仁寿会 石川病院	同 市別所町別所 2 丁目150
---------------	------------------

に、
「

中谷病院	同 市飾磨区細江431
------	-------------

を
「

中谷病院	同 市飾磨区細江458 - 1
------	-----------------

に改め、同表伊丹市の項中

「

宮宗病院	同 市北野 2 丁目113
------	---------------

を
「

みやそう病院	同 市北野 2 丁目113 - 3
--------	-------------------

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

介護付有料老人ホーム 長田すみれ ビレッジ	同 市長田区房王寺町 2 丁目 3 - 25
--------------------------	------------------------

を
「

介護付有料老人ホーム 長田すみれ ビレッジ	同 市長田区房王寺町 2 丁目 3 - 25
高齢者ケアセンターながた サテラ イト宮丘	同 市長田区宮丘町 1 丁目 3 - 11

に改め、同表姫路市の項中

「

特別養護老人ホーム 白鳥園	同 市林田町久保191 - 2
---------------	-----------------

を

「

特別養護老人ホーム 白鳥園	同 市林田町久保161 - 2
---------------	-----------------

」

に改め、同表洲本市の項中

「

五色サルビアホール	同 市五色町都志大日707
-----------	---------------

」

を

「

五色サルビアホール	同 市五色町都志大日707
特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷	同 市中川原町中川原28 - 1

」

に改め、同表淡路市の項中

「

社会福祉法人千鳥会 特別養護老人ホーム ゆうらぎ	同 市育波558 - 2
--------------------------	--------------

」

を

「

社会福祉法人 千鳥会 特別養護老人ホーム ゆうらぎ	同 市育波558 - 2
地域密着型介護老人福祉施設 ヴィラー宮	同 市高山甲432 - 3

」

に改め、同表多可町の項中

「

ケアハウス ゆりの荘	同 町八千代区俵田111 - 27
------------	-------------------

」

を

「

ケアハウス ゆりの荘	同 町八千代区俵田111 - 27
特別養護老人ホーム グリーンヴィラ妙見	同 町中区牧野字国木谷166 - 25・166 - 33

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年10月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

表淡路市の項中

「

	東浦文化館	淡路市浦148 - 1
--	-------	-------------

」

を

「

	東浦文化館	淡路市浦148 - 1
	淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5 - 4

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第309号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年10月21日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

1 講習の種別、実施期間等

(1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施日

平成20年11月25日（火）から同月28日（金）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（40問100分）を実施する。

2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成20年10月28日（火）から同年11月7日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付定員

50人

4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

5 申込時の提出書類

(1) 機械警備業務管理者講習受講申込書1通

(2) 顔写真をちょう付した履歴書1通

6 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 8 階
社団法人兵庫県警備業協会

10 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341 - 7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252 - 0166